

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

「調整給付金」とは？

調整給付金は、令和6年度に実施する納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の定額減税（注1）を十分に受けられない方に対し、支給するものです（注2）（注3）。

（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。

令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注3）本給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方臨時交付金」を活用しています。

支給対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

※合計所得が1,805万円を超える方は、対象外

支給金額

①所得税分控除不足額

定額減税可能額
3万円×（本人+扶養親族（注4）） — 令和6年分推計所得税額（注5）
（減税前）

= 所得税分控除不足額
（<0の場合は0）

②個人住民税分控除不足額

定額減税可能額
1万円×（本人+扶養親族（注4）） — 令和6年度分個人住民税額
（減税前）

= 個人住民税分控除不足額
（<0の場合は0）

調整給付支給額

① + ② = 調整給付支給額（1万円単位に切り上げ）

（注4）「扶養親族」には、同一生計配偶者(所得税)、控除対象配偶者(個人住民税)、16歳未満の扶養親族を含む

（注5）令和5年分所得税額により、令和6年分所得税額を推計。

給付金支給までの流れ ※世帯の状況により異なります

①マイナンバーに紐づく本人名義の
公金受取口座がある方

②マイナンバーに紐づく本人名義の
公金受取口座がない方
(要申請の方)

8月上旬に給付決定通知書（ハガキ）が
届きます

8月下旬に確認書（ピンク色の封筒）が
届きます

記載されている口座番号等を
ご確認ください

振込先に変更がある方は
二次元バーコードから申請、
もしくは、
下記コールセンターへご連絡ください

必ず申請が必要です！

中身を確認し、
二次元バーコードから申請、
もしくは、
必要事項を記入し、添付書類（本人
確認書類等）と一緒に、
確認書を市に返送して申請
してください

ハガキに記載されている振込日に給付
金を口座振込いたします
※口座変更をされた方は振込日が変更と
なる場合があります

審査の上、順次、給付金を
口座振込いたします
※申請を受理した日から1か月後が
目安です

申請期限 令和6年10月31日(木)
※当日消印有効



給付金（調整給付金）の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」に注意！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

安中市定額減税調整給付金コールセンター



0570-040-060 受付時間 9:00~17:00（土日祝を除く）



▲市ホームページ

※本給付金の制度概要等については、下記または、市ホームページをご確認ください
内閣官房ホームページ(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)